

令和4年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

令和4年3月4日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 議案第 4号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 6号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 7号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第 8号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 第五次涌谷町総合計画後期基本計画を定めることについて

1. 議案第10号 涌谷町と宮城県の間災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

1. 議案第11号 町道の路線の廃止及び認定について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（1名）

12番	鈴木 英雅 君
-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院 総務管理課長	阿部 雅裕 君
福祉課長	木村 智香子 君	福祉課長 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健康課長	木村 治 君	農林振興課長補佐 兼農林振興班長	島 陰 日出雄 君
建設課長	小野 伸二 君	上下水道課長	岩 渕 明 君
会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君	農業委員会会長	畑 岡 茂 君
農業委員会事務局長	菊池 茂 君	教育委員会教育長	柴 有 司 君
教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課長	鈴木 久美子 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

開会前にお知らせしておきます。

12番鈴木英雅君から欠席の届出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎一般質問

○議長（後藤洋一君） 日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告がありました一般質問を許可いたします。

6番稲葉 定君、登壇願います。

〔6番 稲葉 定君登壇〕

○6番（稲葉 定君） 皆さん、おはようございます。

今日最初に一般質問席に立つ6番稲葉でございます。よろしく願いいたします。

今回一般質問で取り上げたのは、今度過疎地域に指定されることになった町の対応についてでございます。

2020年の国勢調査の確定結果に基づいた人口や財政力の条件が過疎指定への根拠であるということでもあります。

指定を受けるに当たり、まずもって感じたことは、町の現状を考えるとやはりそういうことになるよなど認めざるを得ないということでございます。人口の減少、特に若年層の減少は目を覆うばかりでございます。定住策を講ずることも、子育て支援を強化することも、企業誘致での所得確保の取組も、町の衰退に抵抗しようとする必死の努力であります。

さらに、我が町では現在財政再建という至上命題を抱えて、町長以下職員、町民一丸となって取り組んでいる最中でございます。この時点での過疎指定は、どう捉えてそしゃくすればよいのでしょうか。

いわゆる過疎法は、財政難の市町村を側面支援することになっていることは理解するところであります。全国の市町村数の半分以上を越える自治体が過疎という事態になったわけでございます。町長は、自分の使命は財政再建だと日頃から述べられていますが、この過疎指定をどう捉え、どう使って財政再建に役立て、さらにはこの町の浮上を図っていかうとしたいのか、伺いたいと思います。

- (1) 過疎地域とする現状をどのように把握しているのか。
- (2) 何を是正、改善すれば、上記、先ほどの(1)ですが、上記の問題が解決するのか。
- (3) 改善する手段は、財源として過疎債を使うことになるとは思います、どの程度考えているのかということ、最初の質問とします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。

それでは、6番稲葉 定議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初に、過疎地域の指定につきまして、概要をご説明いたします。

マスコミ報道でもご承知のとおり、涌谷町は令和4年4月1日から過疎地域に指定される見込みでございます。これは、令和2年度国勢調査の人口の確定に伴い新たに指定されるものであり、全国で新たに65市町村、県内ではほかに川崎町、松島町、大郷町が指定される予定でございます。このことにより、全国1,718市町村のうち半数以上の885市町村が過疎地域に指定される見込みであります。

過疎地域につきましては、財政力要件と人口要件の2つの要件に該当することにより指定されるものでございます。財政力要件につきましては、財政力が0.51以下であり、人口要件につきましては、昭和55年と令和2年の国勢調査の人口を比較し、人口の減少率が25%以上の団体となっております。涌谷町につきましては、財政力指数が0.4、人口減少率が27.7%となったことから、新たに指定されたものでございます。

ご質問の1点目の「過疎地域とする現状をどのように把握しているか」でございますが、まず人口につきましては、最も人口が多かった昭和25年度の2万4,919人から令和2年度の1万5,388人まで大きく減少しております。特に出生数は、平成26年の103人に対し平成29年は77人まで減少し、平成30年、令和元年は83人まで回復したものの、令和2年は68人、令和3年は60人と再び減少となっております。今後も減少傾向が続くと予想されております。

次に、財政力につきましては、自主財源の柱であります町税の確保が重要でございますが、町内企業の製造品出荷額等については、平成27年の509億円から平成29年の615億円まで堅調に推移してまいりましたが、その後景気が減速傾向となり、令和元年の出荷額は544億円に減少しております。

このようなことから、人口、財政力とも厳しい状況にあると認識しております。

次に、ご質問の2点目の「何を是正、改善すれば上記の過疎の問題が解決するか」でございますけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、過疎につきましては人口と財政力指数の2つの指標で決定されますことから、過疎地域を脱却するには人口の増加と財政力指数の向上が必要であります。そのためには、子供を産み育てやすい環境の整備など、定住人口の増加を目指す施策を展開するとともに、企業誘致等を積極的に進め、自主財源である町税の増加を推進していくことが必要と考えております。

人口の増加、財政力の向上につきましては、今議会でも提案させていただいております涌谷町総合計画後期基本計画の中でも重要な課題であると位置づけており、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、質問の3点目の「改善する手段は過疎債を使うことになるとは思うが、考えているのか」という質問でございますけれども、過疎債につきましては、通常の起債に比べ充当率及び交付税算入率が高い、財政的に有

利な起債となっております。過疎債を活用するためには、過疎地域持続的発展計画を策定し、議会の議決を受け、国県に提出する必要があるとございます。

なお、計画につきましては、令和4年度中に策定いたしたいと考えております。

計画策定前でございますので、具体的にはどの事業に過疎債を活用するかは今の段階では申し上げることはできませんけれども、有利な財政措置でありますことから、優先的に活用してまいりたいと考えております。

なお、企画財政課長のほうから、過疎指定についての追加の説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

過疎地域について、概要のほうを追加で説明させていただきます。町長の回答と重複する点が多々ございますが、ご了承いただければと思います。

それでは、資料5の1ページをお開きください。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」概要ということで、通称新過疎法の概要となります。

既に新聞報道等で、当町が令和4年4月1日の公示で過疎地域に追加されることとなりましたことは周知のことと存じます。

要件といたしましては、長中期の人口減少率、財政力などの要件があり、今回、令和2年度に行われました国勢調査人口が反映されて、2ページにございますように当町におきましては長期の人口減少率が27.8%、中期の人口減少率が23.7%、財政力指数が令和2年度で0.4となっており、過疎要件の基準以下となっておりますことから、追加となっております。

追加につきましては、全国で65市町村、県内4市町村で、全体で58.5%の市町村、全国で58.5%の市町村が指定となっております。

なお、1ページの2の表につきましては、昨年4月1日現在となっており、この数字、820団体に65団体が今回プラスとなります。

それでは、追加公示となり、何が有利なのかと申しますと、5番にございます支援措置の内容となっております。事業税、法人税に加え、町税でありますと固定資産税の課税免除を行った場合に、減収補填がございます。そのほかに、国庫補助率のかさ上げに加え、一番は過疎対策事業債、これが財源にできる点でございます。

過疎対策事業債、通称過疎債は、充当率100%で、70%が交付税措置となっております。

過疎債は、ハード事業とソフト事業に分かれております。ハード事業につきましては道路整備、施設の改修などに充当できます。ソフト事業につきましては、使用例を見ますと、商工会の運営費補助やイベント委託料などに充てている市町村がございまして、要は何でも利用できるような形となっております。ソフト事業につきましては、限度額設定がございまして、これを超えると交付調整がなされることとなります。

これらを利用するためには、過疎地域持続的発展市町村計画、通称過疎計画を策定する必要があります。当町におきましては、各課のヒアリングなどを経て、12月会議での議決を目指しております。

この計画は、非過疎となること、要は過疎からの脱却を目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進することが求められており、当町におきましてもどのような方針でどういった事業をしていくのかを決定していきたい

と考えております。

しかしながら、有利な財源といえども借金であることは変わらず、これに頼って多くの事業を行えば、当然後年度負担が増えることとなり、公債費比率、将来負担比率も上昇してまいります。財政再建中は、令和4年度当初予算においても既に単独事業で3,000万円を超える工事等も計上しておりますので、こういった既に一般財源を充てているものに財源として充当し、基金を増やし、緊急事態宣言の解除を行うのも一つと考えております。

また、そのほかにも有利な財源を見いだしながら、どういった事業をするのか、財源に充てるのかは、そのバランスを考えながら今後予算計上していきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 町長の答弁、ほかに企画財政課長さんからいろいろ、るる答弁いただきました。私が質問する半分ぐらいもう答弁をいただいたんですけども、1番の現状把握に戻りますけれども、現状把握すればするほど、あまりよい話ではないなというか、暗くなる気持ちがするわけですが、だからやはりこういうふう指定して町に頑張ってもらいたいという国の考えが過疎法というか、これなんだろうなと思うんですけども、人口減少、財政力が低下したということなんですけれども、片方でもV字回復すればこのことから脱却できる。人口減少は、涌谷町のみならず全国どこでも人口減少しているわけで、それから逃れることは恐らくできないのかなと思う。ただ、人口減少に歯止めをかけるというか、V字回復はなくても減少幅を縮めることはもしかしたら可能なのかもしれない。財政力については、やり方次第では回復するんだと。だから、スポットライトを当てるのはやはり財政力の改善かなというのが現状把握の中心のことなのかなと思うんですけども、その辺は町長はどうお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 質問者がおっしゃったように、まずどのようにして人口増加、要するに人口の減少を止めて、維持あるいは増加に結びつけるかということでございますけれども、今回ウェルファムさんに来ていただくことによりまして、やはりそこに、当面は交流人口、移動人口ということになりますけれども、そういったようなところで様々な子育て支援等々の政策、あるいは病院に対する、産業医という指定の中で国保病院をお願いされるという話もございますし、あるいは住宅の問題もあろうかと思えます。そういったようなものを聞きながら、やはりそういう減少に合わせて町としてどのような変化をすればまずは人口減少が止められるかということを模索してまいりたいと思えます。

やはり一番誰でも思いつくのは、外から企業さんに来ていただいて、それに雇用の場を見つけて、そして定着していただくというのが筋だろうと思えますので、そういう時は当然具体的な政策が迫られるわけですので、しっかりと動向を注意深く見ながらやっていきたい。今は既に取付け道路等々で企業への便宜、あるいは地域の人たちの納得を得られるような道路整備をしているところでございますけれども、まずはそういったような形の中で、人口減少というものをしっかりと少なくして、維持して、向上させるというような形にしたいと思っております。

それから、財政力に関しましては、当面は有利な100%充当率で、70%の交付税措置といえますと、やはりそ

れに甘えることなく、しっかりと町としての需要がどこにあるかということを見極めながら、そういったような過疎債を使っていきたいなど、そのように思っております。そういった中で、日常的に使うものもそういったような有利な資金運営ができるのであれば、当然のごとく一般財源との組替えの中なんかもしっかりと見極めながら、やはり着実に財政力を高めていきたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 質問の冒頭に述べましたように、企業誘致とか子育て支援とか、既に町ではいろんな取組で努力しているわけですが、それがやはり現状なんです。現状ではなかなかV字回復は望めないんだということで、この過疎債に行き着いたわけなのでございますけれども、それから脱却するために具体的に何をするかということになると思うんですが、この事業の中では、先ほど財政の課長も申しましたがハード事業とソフト事業がありますけれども、総務省のホームページを開いたら、物すごく膨大な資料なんです。私もダウンロードしたんですけども、四、五十ページダウンロードしてもうやめた、見るのも時間的に無理だなということで、やめたんですけども、主なところをちょっとかいつまんで申し上げますと、何でも使えるんですね、結局は。地域医療の確保では、我が町のいわゆるウイークポイントというか、そういったこといろいろ使える事業があるんですね。ちょっと読み上げますと、医師・看護師の確保のための修学資金貸与事業とか、医師確保事業として専門医招聘等とか、通院支援と患者輸送車の運行というのは医療系の事業、それから、生活交通の確保ということで、コミュニティバス、デマンドタクシーとか、バス路線に向けた民間バス事業者への補助とか、市民の日常生活実態に適合した地域公共交通システム計画の策定、これも実際にやっているんですけども、結局何でもできるのかなと。3番は集落点検や集落課題の話し合いの実施とか、移住・交流の手助け、それから産業の振興ということで農業の担い手、人づくり、ブランド化や6次産業化、企業誘致、雇用対策、今我が町でやっているほぼ全てのことが、いわゆる過疎法の、これを使えるということになるわけですね。それで、全部やるわけには当然いかないわけなんですけれども、これから庁舎内で相談するのは分かりますけれども、どういうことに使ったらいいかとか、ガイドラインとかアウトラインがあれば示していただきたいんですが、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

アウトラインというのはこれからになります。先ほど議員さんおっしゃったようにソフト事業、かなり何でも使えることは確認しております。町への限度額というのも既に示されておまして、3,500万円という数字が示されております。これについてはほぼ100%利用できるものと考えております。そこで何に使うかは、これから策定していく計画の中で十分議論していきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 町への限度額というのは私調べかねたんですけども、いわゆるソフト事業でその金額なのかよく分からないんですけども、それをもう一回聞きたいと思うんですけども、さらにはハード事業にも使える、市町村道の整備、産業振興、交通手段、観光などに使えるとか、そういったこともあったんですけど、3,500万円ではそれはできない、別枠なんですか。ちょっとそれを確認させてください。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 失礼いたしました。ソフト事業で3,500万円です。ハードについては別枠になります。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） この間も町の人と話していて、町道傷んだよねという話を伺ったんですけども、そんなんだよねと。財政再建の途中で、舗装の張り替えとかできなくているうちに、あっちもこっちもみんな傷んでしまったんだよねって。これを修復するには、膨大なお金がかかるんですよ。だから、どうするって言われてもねという話になってしまったんですけども、全部これで舗装の打ち替えができるわけもないんだけど、やはり使わせていただいて、町道の整備にも充てるというか、そうすれば、やはり先ほどのことに戻るんだけど、我が町の財政再建にも当然役立つし、町民の生活もよくなるというか、そういった方向なんです。その辺のはかりのかけ方というか、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ハード事業の使い方ということになるかと思うんですけども、道路の改修につきましては、例えば令和4年度の当初に載せております、今まで公的債という起債を使わせていただいていたんですが、令和4年度からはやはり充当率のいい緊急自然災害対策債という、それも充当率100%で交付税算入率が70%と、過疎債と同等の地方債を使わせていただきます。なので、同等というか有利なものについてはそちらのほうを使いながら、過疎債は道路だけじゃなくて公共施設の整備等にも使えますので、その辺を割り振りながら、ただハード事業については要望した額が100%来るとは限りません。なので、要望を出しながら、また多額な要望をしたとしても後年度負担にやはりなっていくしますので、その辺のバランスを考えながら、制度設計してまいりたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 財政課長が言うことは十分理解できます。ただ、いろんな国の補助事業というか、例えば今回道道路整備とかに関して言えば、岸ヶ森での辺地債というか、それを使った事業なんかもあったんですけども、辺地債はいわゆるそういう地域でないと使えない。過疎債は涌谷町内どこでも使えるというか、そういうことでもあるし、後年度負担は当然考えなきゃいけないんだけど、後年度負担もやはり考えながら事業を進めていかないと、先ほどのことに戻るんだけど道路は昔の砂利道に戻るんだという、簡単に言えばそういうことになってしまう。だから、本当にはかりのかけ方ということは先ほど申し上げただけでも、本当にはかりのかけ方が難しいなということで、我々も責任はあるんですけども、みんなで一緒に考えて、どの程度そういったものに使ったりして、自主財源を待つというのも考えなきゃいけないんだけど、やはり町長が1人で考えてもなかなかそれは難しいと思うので、みんなで考えて、いい知恵を出し合ってやっていくしかないんだろうとは思いますが、過疎債はあまり本当はね、先ほど財政課長も言うように、これだって3割は自主財源を使わなきゃいけないので、幾らでも使えばいいというものではないのは十分分かっているんだけど、そうでないとこの町の整備ができないという現状もあるわけなので、その辺、これからみんなで考えていけばいいんだけど、町長はどう考えますかね。何年か先のことにも当然関連してくると思うんですけども。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この過疎債の活用の仕方というのは、今新型コロナのふるさと創生基金でありましたように、各課においてやはりどのような有効利用ができるかというものを早速考えて、積み上げていく必要があるだろうと思いますので、そのように指示したいと思います。

今、道路の具体的な話がございました。道路は、後年度負担というのがありますけれども、道路そのものも直さなければ直さないで後年度負担、要するに借入金返済の後年度負担ということもありますけれども、道路も何もしないと、その部分は砂利道というわけにはいきませんので、それも後年度負担でありますので、そういったような金銭的な後年度負担と物理的な後年度負担というものを相照らし合わせながら、この過疎債を使ってまいりたいと思います。ただ、道路に関しては緊自債というのは全く同じ条件であるということでもありますので、それをどのように振り分けるかなということやっていきたいなど。建設課の中での振り分けがどのように効くかということも含めて、そして道路に対しては緊自債を使って、ほかのところは例えば過疎債を使うとか、そういったようなことを各課で積み上げて、そして有効的な利用をさせていただきたいなど、そのように思っています。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 道路にスポットライトを当ててちょっと質問をさせていただいたんですけれども、何も道路だけが過疎債が使えるということだけでなく、下水道とか病院とか簡易水道とかそういったことにも使えるんですね。本当にどこからどこを見ても我が町のウイークポイントというか、そこに光が当てられていると思うんです。ちょっと言ってみれば、全課に近い形でみんな関与することがこの中の事業にあるんですよね。ということで、全部やれるとは全然思わないんですけれども、準備をして、ちゃんとこれを利用していただいて、これ以上涌谷町を沈めないというか、そういったことで考えていきたいと思うんですけれども、病院事業なんかに使えれば使ってもいいかなという考えはおありでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それについても、今後の検討、計画を策定する中で考えていきたいと思っております。

あと、すみません、先ほどの答弁で1つ訂正させていただきますけれども、緊自債を当初で計上と言ったんですが、当初で計上している事業に今後充当していくことになるということで、当初の予算書には緊自債と地方債は載っておりませんので、申し訳ございません。補正で載ることになります。よろしくお願いたします。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 大体私の聞きたいことは終わってきたんですけれども、質問に1、2、3と項目をつけたんですけども、みんな話が関連するもので、はっきりと1、2、3と分けることができなくて、私の能力不足で、その辺はちょっとおわびしておきたいと思うんですけれども、過疎債は使い過ぎてはうまくないということで、当然懸念というか、注意しながら過疎債を利用させていただきしかないわけなんですけれども、この辺、4月からでございますから、これから十分検討していただいて、財政再建からの脱却も含めて、ぜひ努力していただきたいと思います。

最後にもう一回、ここで町長の基本方針としての答弁をお願いします。それで私の質問はさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 先ほどこれと似た感じでふるさと創生の臨時交付金というものがありませんでしたが、これはコロナ対応で事業あるいは感染防止のための緊急的な対応を迫られたわけでございますけれども、過疎債は時間的にじっくりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。病院のお話がありました。そういった中で、本当に必要なものは何かということをしかりと見極めながら、過疎指定された中での過疎債というものをどうばねにして、人口の増加だったり財政力の向上だったりに努めたいと、そのように思っておりますので、今後とも議会の皆様におかれましても様々な考えを示していただければ大変ありがたいと思っておりますので、今後の過疎指定に当たっての町の対応に対してご助言を賜ればと思っております。

○議長（後藤洋一君） どうもご苦労さまでした。

一時休憩します。

消毒に入ります。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

9番杉浦謙一君、登壇願います。

〔9番 杉浦謙一君登壇〕

○9番（杉浦謙一君） 9番杉浦でございます。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

まず最初に、障害児の保育について質問いたします。

近年、医学の進歩、医療の進化によりまして、障害もいろんな症状が細分化されておまして、そのような時代の変化といえますか、医学の進歩ということなんでしょうけれども、障害というものもいろいろと種類がありまして、それに伴って障害児のいる家庭の保護者も働きながら保育をしなきゃいけない状況でありますけれども、私は障害児のいる家庭の保育状況についてお聞きいたします。

2点目ですが、そうした中で障害児保育、特別支援保育とも言いますが、今後の特別支援保育の見通しはどうなるのか、町長に伺います。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、杉浦議員の一般質問、質問事項1の「障害児の保育状況はどうか」とのご質問の1点目、「障害児がいる家庭の保育状況は」についてお答え申し上げます。

現在、児童発達支援の福祉サービスを利用している障害児は3名でございます。3名とも、創作活動や集団での遊びを通じて、日常生活のルールなどを学び、生活に必要な力を身につけるため、大崎広域ほなみ園などの児童発達支援事業所に通園しております。

また、町内各幼稚園・保育所には、発達状況が気になるお子様が数名在籍しておりますけれども、必要に応じ

て、幼稚園、保育所、保護者、子育て支援室、健康課の保健師などと連携を取りながら、成長を見守っているところでございます。

次に、2点目の今後の障害児保育の見通しはどうかという質問でございますけれども、今後の障害児保育についてもこれまで同様、お子様の状況や保護者の希望によって、町内幼稚園や保育所、または障害種別や程度に応じた保育を行う児童発達支援事業所での保育が受けられるよう、関係機関と協力・連携しながらサポートしてまいりたいと思っております。

大崎広域ほなみ園というのは、月と星の会というところで先人の人たちがさんざん苦勞して、このほなみ園の設立に本当に努力されたということがございますが、少し場所的に遠いので、車3台でお子さんを乗車させながら通わせるという、そういう形でやっておりますけれども、そういう事業所がこの地域にたった一つでございますけれども、あるということで、定員も1年以内ではかなりいっぱいになってくるなという形でございますので、多分潜在的にもっと多くの需要といたしますか、お子様がいらっしゃるのかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 答弁いただきまして、現状はほなみ園の3名ということですが、心身の軽い障害があるお子さん、発達障害に対するの保育というのはケース・バイ・ケースだと思うんですけども、町内の保育施設がありますけれども、そういった点ではどの程度の障害があっても受入れ可能なのかというのをちょっとお聞きしたいところであります。先ほど答弁の中では、若干の気になるお子さんが町内の保育施設に通っていらっしゃるということでもありますけれども、障害の状況というのはまちまちでありますので、どの点まで町内の保育施設が受け入れられるのか、ここを1つ伺っておきます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

町内の幼稚園・保育所等に今通われているその気になる方に関しては、発達障害とか療育、知的のほうが少し気になる方になっております。例えば身体障害があるお子さんを町内の幼稚園・保育所で受け入れられるかといえ、その時々状況、受け入れる施設の状況等もありますので、そのときはご相談させていただきたいと思いますが、先ほど町長が答弁したように、大崎広域ほなみ園のほうでは医療的ケアが必要なお子さんの保育も行っておりますので、町内のお子さんでそちらのほうに通われている方もいらっしゃいます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 現状としては発達障害、障害の区分がいろいろあるので、実際にそういった障害を持っているお子さんがこれからどういうふうな要望があるかどうかとはこれからの問題になってきますけれども、今後、やっぱり特別支援保育のほなみ園は大崎市でありますから、なかなか仕事を持っている保護者さんは仕事に影響を及ぼすような状況が想定される、もしかしたら仕事を奪われるのではないかという状況。今、若いお父さん、お母さんですけども、大体共働きであります。そうした中で、共働きではない、やっぱり収入がないと子育てもなかなか大変な事態になっているのが今の社会でありますので、そういった点ではこの保育施設、お金がかかるものではありますけれども、やがてそういったことを考えていかなきゃいけないのかなと思

っております。障害のある・なしで町の保育施設がもしかしたら利用できないという状況が生まれてくるのかどうか。潜在的に障害を持っているお子さんがいるというのは、現時点で執行部が把握できているとは思いませんけれども、そういった点では求められていくものであると思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件に関しては、実態はまだ私の立場では把握しておりませんが、ただ、前に城山保育所に行ったときに、そういったような障害も持つ子供さんのためにマンツーマン的な人員配置をして対応したというのを記憶しておりますけれども、やはり程度というのはちょっと分かりませんが、例えばちょっと騒がしい、規律が守れない、そういったような、いわゆるその時点における発達障害と思われる子供さんなんかの扱いというのは、子育て拠点事業をやっていただいております子どもの丘なんかではかなり対応しているなと思ってはいますが、各幼稚園ではどうしても保育の現場で様々な対応の仕方があるのではないかなど、そのように思っておりますので、そこを均一的に捉えるというのはちょっと難しいような気もするんですけど、その辺あたりのところをさらに洗い出して、そういったような子供が対象外になるとか、あるいは通園できなくなるということ自体は避けたいなど、そのように思っております。小さいときにしっかり手当をすると、結構立ち直って、そして結構人間社会の中で逆に様々な社会貢献できるというのはいっぱい見ておりますので、私としては小さいときに対応して、そして大人になって十分やっていけるようにしてやりたいなど、いつもそのようなことは考えております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど障害がある子もない子も、ましてや保護者に影響を与えないような、ほなみ園の大事な役割もあるんですけど、統合保育、いわゆる障害がある子とない子を一緒に保育をするというのが統合保育ということで、これも人を配置することで経費がかかるものではあるんですけど、既存の施設での保育の充実で、安心して親が就労できるというのであれば、涌谷町内の企業で働いている親御さんも安心して預けられるのではないかと。障害を持っている方はそんなたくさんいるわけではないんですけど、逆に近隣から、そういう状況であれば移り込んでくる条件が広がるのではないかと考えるんですけど、そういったことに関しても、今すぐというのはなかなか大変なことですけど、やがてはそういったことも考えていかなきゃいけないし、障害を持っている方も、先ほど冒頭で医学の進歩という話もしましたが、やっぱり障害が何らかで、精神的な障害も含めて分かってくる、医師の判断で診察されるという状況がちょくちょく見られることを考えますと、やはりやがては必要になってくるものではないかなと思っておりますが、この点も町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） そういったような具体的なのは支援室長だつたりに答弁いたさせますが、私としては、いわゆる特別支援学級というのがございまして、そこに親御さんが、絶対自分の子供はそういうところに預かっていただきたくない、普通学級だと、無理して、結局は義務教育が終わった時点でどうしようもないという、社会に対応できなくなっているというのがございました。ですから、やっぱり親御さんと話し合って、協力して、現状をどうするかということで、支援学級に入って、しっかりとしたマンツーマン的な指導、人間としての接触の仕方をいただいて、途中で通常の小学校だつたり中学校だつたりにするというのもやはり大事なのか

などと思います。そういう意味では、統合保育ですか、そういったような形にできればいいんですけども、障害によっては総合保育をやることによって逆に差が開くといいますか、そういうこともありますので、慎重に取り扱っていかなければなりませんけれども、できるならば私もそういったような形にしたいと思いますので、その保育というのはゼロ歳児を過ぎて1歳、2歳あたりからそろそろ親としても認識ができますので、まずは相談事業というものも拠点事業でやっておりますけれども、相談事業をしっかりと施して、親御さんと率直に話し合うということをつくって、またそこから始められればよいのかなと、そのように思っております。

あとは、お願いします。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

先ほど杉浦議員さんのほうから、障害がある子もない子もみんな同じ涌谷町の子供だというお言葉、ありがとうございます。

今現在も町内の幼稚園に発達が気になるお子さんがいるというお話をしましたけれども、先生方のご努力によりまして、いわゆる健常児といわれるお子さんたちと一緒に活動をさせております。

なお、先ほど来出ております大崎広域ほなみ園のほうでは、保育所等訪問支援事業というのも行っておりまして、普通の幼稚園や保育所で発達気になるお子さんとか障害のあるお子さんが生活するときに、集団になじめないとか、ちょっとコミュニケーションが取りにくいというような問題を抱えているときに、専門のスタッフというか、専門の児童発達支援管理責任者などがその園に来ていただいて、保護者や先生方にどのようにしていったらうまくコミュニケーションを取れるかとか、一緒に遊んで楽しく過ごせるかというようなアドバイスをしてくださる事業なんかもありますので、そちらのほうも活用しながら、町内の幼稚園・保育所で一緒に過ごせていければいいかなとは思っています。

ただ、身体に例えば障害があるとか、医療的ケアが必要となってくると、各幼稚園に看護師さん等の配置も必要になってきますことから、そちらについてはちょっと慎重に検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 障害児の保育については、町長と子育て支援室長から答弁いただきましたので、次に2番目の財政再建の関連の補助金についてに移りたいと思います。

財政再建計画、今進行中でありまして、財政再建での各団体への補助金交付がありますけれども、その取組の状況を、どのような実態であるかをまず伺います。

2つ目、補助金を団体に交付するわけでございますけれども、団体に対しての活動のメリット、交付することによってメリットは何か、これを伺います。

3つ目、補助金等交付規則が涌谷町にありますけれども、これを見ますと実績報告を提出することが義務づけられていると思うんですが、万が一提出されない場合、涌谷町としての指導というのがあるのかなのか、ちょっと伺ったことはないんですが、この3つをお聞きいたします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） ただいまの質問にお答えする前に、ちょっと思い出しましたが、小学校時代に特別支援学級で自分というものをしっかりと目覚めさせていただきました子供が、この前実は隣家で火事がありましたけれども、堂々と消火作業をしている姿を見て、本当に感激しました。大変失礼しました。

それでは、1点目の「財政再建での補助金見直しの取組状況は」ということに対して、ご答弁申し上げます。

補助金については、地方自治法において「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合において寄附または補助することができる」と規定されておりますけれども、その支出は公益性の必要が高い場合に限られております。また、補助金等の原資は町民の皆様などから徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金等の交付に当たっては、公益性の高さだけでなく、公平性、有効性についても十分考慮されなければならないと思っております。

そのため、各種団体への補助金につきましては、毎年度予算編成時に各担当課において公益性、公平性、有効性の視点から、既存の補助金等の必要性及び経費負担の在り方について精査した上で、予算計上を行っております。

2点目の「補助金を交付することにより、団体への活動メリットはどうか」との質問でございますが、補助金制度のあるべき姿として、あくまで自主的に公益的な事業を行うことにより、不足する費用を助成するものと考えております。公益性、公平性、有効性の視点から補助を行うことにより、町民や民間の団体などによる公益活動のさらなる活性化が期待されるものと考えております。

3点目の「補助金等交付規則に基づく実績報告が提出されない場合の指導は」とのご質問でございますが、本町の涌谷町補助金等交付規則におきまして、補助事業者は事業等が完了したときに補助事業等などの実績報告書を出さなければならないとしております。ただし、定額給付や利子補給などのように、性質上、補助交付要綱で実績報告を必要としない場合もあります。その上で、内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金などの額を確定し、補助金を交付するものとして、現在の執行に至っております。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 答弁いただきました。

財政再建等がありますけれども、先ほど補助金の見直し等、当初予算もいろいろ関わってくるとは思いますけど、公益性、有効性、公平性、そういった中でいろいろ精査をされているんだなと思っておりますけれども、何分ちょっとどういった、具体的に公益性、有効性、公平性というものの、この財政再建計画に照らしまして補助金見直しの条件はこれだけで納得するのかどうかというか、各団体も一律カットしているんじゃないかという思いもあるわけで、この公平性、有効性、公平性のちゃんとした条件というのはどういった条件なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

補助金につきましては、基本的に町長がお話ししましたように団体が事業を行うための不足、この事業を行う

ためにこのくらいお金が不足しているんだという不足を補うためであるとか、行政上こういう目的があるからここにこういうことをやってほしいということであったり、その効果を上げるために、達成するために補助を行っているものだと思っております。

その中で、財政再建以前からも、町のほうで予算が不足した場合、10%カット等を一律やった時期もございます。それにつきましては、団体において繰越額が多かったりという観点からもやったと思っております。

令和3年度、4年度におきましては、財政再建当初、大分補助団体のほうは補助金をカットというか圧縮させていただいております。団体についても非常に厳しい運営状況だというのは把握させていただいております。それにつきましては、各課の予算のヒアリングの中でどの程度が妥当なのか、どの程度まで削減できるのか、本当にこれでやっていけるかということは把握させていただいております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 2番目とも関わってくるんですけど、課長が答弁した、ヒアリングをして、いろいろと多分苦労しながら当初予算をつくってきているんだろうと思うんですけど、各団体としてはやっぱりいろんな何らかのヒアリングによって不満とか、苦しい中でやっている団体もあるだろうし、繰越しでやっていけるとい団体もあるだろうと思うんですけども、順調に行っていると思えばいいんですけども、そういった中でこの当初予算に合わせてヒアリングの苦しさというか、あるのであればちょっとその状況をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

非常にお答えに窮するところではあるんですけども、やはり団体そのものはそれぞれ性格も違いますし、内容も違うんですが、運営費に補助が回っている団体では、やはり人件費に窮しているところもございます。例えば町が補助金を出す同額を国で補助するところについては、やはり町の補助金が減ってしまえば国のほうも減ってしまうので、実質倍の補助金が減ってしまうところもございます。また、広域で補助している団体の場合、やはりほかの市町村とのバランス、補助額に差が出てきているということで、それについて市町村のほうからお話があったこともあります。

それにしても、財政再建を早くというか、緊急事態宣言を早く解除するという目的がございますので、その辺はしっかりとヒアリング等もございまして、各課から担当している団体には説明させていただいております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 何となく大分苦労している印象を持ちました。そういった点で、補助金を交付している団体に対して、いろいろと情報を密にしたり、率直に話合いで解決しているというような印象を受けたんですけど、町長の姿勢もそういった点で同じような立場にあるのかなと思っておりますけれども、町長も議会議員も、いろいろと問題があれば町長、執行部、話合いでいろいろと解決するという立場に、私もその立場に立っているんですけども、昨日の新聞折り込みされた物を見ると、何か逆に反民主的な町会議員が5人いるんだな

みたいな話になってくると、ちょっとどうなのかなと思っているんですけど、補助金絡みで今ちょっと話をしたところでありましたけれども、町長の姿勢として、こういうチラシがね、クーデターを起こしたとか、町長室を占拠して町長に何か圧力をかけたみたいな話になってくると、これは町長に対してやった本当に事実なのかと思いますし、また、補助金をする、ヒアリングも含めて、そういった姿勢は今後も続けるのかどうか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 一番金額的に苦勞しましたのは、やはり社協への補助金です。そしてまた遠田商工会への補助です。遠田商工会さんには、もう少しということでも毎年言われて、何とか商工業の再構築のためにも自分なりに必要だなと思っておりますけれども、もう少しということをお願いしているところでございますし、社協さんにおかれましては、担当、福祉課とかそういったようなところで事業を、例えば多重的なという形の事業とかをやっていたくことによって、補助金のベースは変わりありませんけれども、そのときの補助金の在り方というものを考えて、協力していただきながら、そういったような補助金に代わる手当というものを、それこそ話し合いの中で積み重ねてきておるところでございますので、やはりお金がないということであれば、そういった話の中で知恵を出しながら、お互いが立ち行くようにしなければならないということで、何度も話し合いをさせていただいておりますが、そういったような中でお互いにお互いを思いやった中で、今何とか補助金の在り方については低空飛行の中でご理解いただき、ご不満もあると思いますけれども、やっているところでございます。

また、私はこの前まで議長をやらせていただきました。しかも、思いもかけなく8年近くやらせていただきました。皆様は仲間でございます。ですから、私は皆様に対して真摯に町の状況、あるいは病院のことを心配していただくということで、圧力と思ったことはただの一度もございませんし、むしろ積極的なアドバイスをいただいていると思いますので、そういったような解釈がどのようにされるのか分かりませんが、今後とも遠慮なく率直なご意見をいただきたいと、そのように思っております。それぞれ議員さん立場はございますけれども、全部の皆さんに心配していただいております。そのことは強く認識しながら、私なりに町政執行をしているつもりでございますので、どうか気になさらないでいただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 突然クーデターという印象を受けると、ちょっとどきっとするし、いろいろ町民の反応もあるので、ただ、出所不明の印刷物が折り込みされたということで、議員5人がいますが、反論するチャンス、機会が全くないのが現状であります。この中身を見れば、今町長が答弁したように全くのデマであり、誹謗中傷、そしてまた幼稚な発想で町民を惑わせているということを考えれば、住所とか名前は出せないんだろうなと思って、私なりに考えております。この5人はあくまでも町政を考え、本当に病院を何とかしようという考えで動いている5人です。その点は私も、そしてまた遠藤町長も、一緒に議会と共に頑張っていると思っております。その点で、補助金の団体との交渉というか、やっぱり真面目に対応していただいているなと思っております。

そしてまた、3番目の実績報告でありますけれども、そういった提出されない団体はどうか、聞いたことはないんですけど、この点ではいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

議員さんの最初の質問にございましたとおり、補助金等交付規則には実績報告をもって確定通知を出して、補助金を交付するという事になっております。ですから、実績報告がないというのはあり得ないものと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そういった団体はないということでもありますけれども、今回補助金という名前ではありますが、補助金という名前ではないんですけども、いずれ同じ出どころかもしれない公金を団体に交付するという、そういったものがあるのかどうか。もともと名前が違うだけの話なんですけど、そういった団体があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 補助金の中でも、助成金であったり、また定額給付は補助金でありましたけど子育てだと扶助費でやったりということで、補助金じゃない部分、委託でやった部分もあるということで、一概には、事業が何か分からないとお答えがはっきりできないかなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そうすると、補助金という名前じゃないものは交付規則というのには当てはまらないという形でいいんですかね。一概に町民の方はやっぱり補助金というのは、さっき言った助成金とか委託金は全く違うものでありますけど、出どころは一緒なので、そういった団体に名前は違うんですけども交付しているのだと、やはり町の指導といいますか、そういった指導ができるのかどうかというのはちょっと不安な点はあるんですけど、補助金として規則にのっとったものは問題ないんですが、それ以外のものにつきましてちょっと心配しているところがあるんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 助成金にしても何しても、ある程度交付については一定のルールというものは示しているかと思います。あとは具体的に言っていただければと思います。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 私の認識しているもので、防犯協会のものは何という名前で、補助金でなければ何なのかということがありますが、それはいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま名前が上がりました涌谷町防犯協会については、総務課が事務局として運営しております協会でございます。それで、協会におきまして受入れしておりますものについては、町からの補助金という形で入っておるところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そうすると、時間もありませんが、補助金として防犯協会に交付するという事で、その次に支部に対してのものを交付していると思うんですけども、その点は何というもので支出しているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 防犯協会につきましては、6つの支部が加盟されているところでございますが、そちらにつきましては防犯協会のほうから支部活動費として支給されているという形になっております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） そうすると、涌谷町防犯協会には補助金として出して、交付された防犯協会は6つの支部に活動費として出すので、町の関与はないということによろしいのか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） そのような形になっております。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 今後の指導の在り方というか、担当課、いろいろ支部も含めて対応していただければと思います。今回防犯協会という具体的に名前を言ってしまったんですけど、それに限らず、支部までやっぱりちゃんと目配りをして、いずれ同じように支出しているものですから、その点は町もしっかりと対応していただければと思うんですが、最後にどうでしょう。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 結局は出ていったお金がどのように活用されているかということを、最終的に消化されるころまで見届けろということだと思いますけれども、それは当然のこととっておりますので、今後様々な誤解が生じないように、しっかりと精査して、そして補助金の在り方、あるいはこういったような町から出た金がどのように使われているかということもしっかりと把握するのは当然だと思いますので、そのように努めさせていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

7番伊藤雅一君、登壇願います。

〔7番 伊藤雅一君登壇〕

○7番（伊藤雅一君） 7番伊藤でございます。

通告により、質問を申し上げます。

第1問を申し上げます。

町の事業といえども、財政が結びつかないのでは、これはどうにもなりません。こうした見方に立ちますと、事業活動は財政が前提になるかと思えます。こうした観点から質問をいたします。町の財政について町民の皆

様も心配されておられますので、町民の皆様にもご理解いただけるようにご答弁をお願いをしたいと思います。
質問を申し上げます。

町の財政について。

(1) 現在の町の財政状態と今後の財政対策についてお伺いをいたします。

(2) 「財政は国家の存亡を左右する」と、こういう見方もございますが、町長さんの財政に対する取組方針についてお伺いをいたします。

まず1回目、この第1問だけ質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、伊藤雅一議員の一般質問、1点目の現在の町の財政状況と今後の財政対策についての質問でございますが、町では平成31年1月に財政非常事態宣言を発令し、9月には財政再建計画を策定し、現在、計画を推進しているところをご案内のとおりでございます。

これにより、令和2年度の一般会計の決算におきましては、経常収支比率が前年度の91.5%から89%に改善しており、財政調整基金残高についても令和3年度末の見込みではございますが約9億円と改善しているところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況や、年々増加する自然災害、あるいは現在のソ連、ウクライナの戦争がありますけれども、そういったようなことで非常にお互いの通貨の墮落を招くということの、いわゆる通貨を安くしてインフレーションを起こそうとする、その合戦が経済制裁として現実的に今その被害が起きておりますので、現にトヨタとかそういうところも様々な障害がありますので、そういった中でどのような経済状況になるのかなど、非常に心配していることでございますので、やはり厳しい状況が続くものと考えております。

それから、2点目の質問でございますが、第五次総合計画との整合を図りながら、コロナ禍にあっても必要な行政サービスの水準を確保しながら、その上で財政再建計画を着実に進め、財政基盤を安定させた上で、何とか一日も早い財政非常事態宣言の解除を行い、皆様がこの町で暮らしていけるための緩やかなまちづくりというものを目指して進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 質問を続けさせていただきます。

町の事業といえども、財政が続かないのでは、これは事業をもちろんのこと、成り立ちません。事業活動は、財政が伴ってこそその事業でございます。そうしたことから、健全財政を取り戻していただきたいなど、こういうふうには、町長さんにも一踏ん張りをお願いしたいところでございます。

そういったことで、町長さんの財政見通しについてお伺いをしたいと思います。今後の財政見通し、先ほどもお話ありましたが、なおさらひとつ町長さんのお考えのところをお聞かせをいただきたいと思ひます。お願ひします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 先ほど補助金等々の見直しの中にもございましたけれども、やはり町民の皆様が求めている補助金の在り方とか、あるいは様々な各課で行っている事業の中で、もう少しというのは各課でもその悩みを抱えながら頑張っておりますけれども、ただ、財政再建計画の中で、来年度、再来年度まで進ませていただきますが、それを着実に実行することによって、13億円以上の財調の積み増しということを目指しておりますが、その方面に向かって着実に進んでいると思っております。

ただ、やはり私どもにはなくてはならない病院の運営というものがありませんけれども、そういった面で大友管理者とさらに力を合わせながら、患者様に親しまれる病院、そして収支が整う病院ということで、経常収支比率を何とか100に持っていきたいなど、そのように思っておりますので、努力すべきところは努力しながら、その上で必ず財政非常事態宣言を解除できるものと思っておりますし、そうしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） ありがとうございます。

それでは、2番目に移らせていただきます。

申し上げます。

町の病院事業の継続のためには、現在抱えている繰越欠損金、事業計画によれば今年の3月末で15億1,000万円になるだろうと、こういう見方を病院としては持つておられます。それから、減価償却の引当金28億1,100万円、これは流用されておまして、この埋戻し、このままにしているのは、本当に資金繰りに大変ご苦労されているようでございますが、何とかして本来の姿に経営を取り戻す意味でも、今まで使った分を埋め戻していかなければならないと、こういうふうに見られます。高額になっておりますが、放置しておいては病院のためにも町のためにもなりません。責任者の方にかかって、また町長さんにいつも要求するようで何ですが、これは結局はそういうことになるだろうと思われまます。ぜひひとつ、大変な重荷でございますが、整理にご努力を求めたいというふうに考えます。

こういうふう前置きをしまして、第2問に入ります。

町立病院事業の経営について。

(1) 町の病院の資本金は赤字であり、赤字資本下で現在も事業は営まれておりますが、一般企業でも短期間ならば理解もできますが、長期間の赤字資本経営の実例というのは私も全く聞いたことがございません。したがって、ここで病院事業の今後の経営対策とともに自己資本、この資本もさっき申し上げたとおり赤字になっています。強化策についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤釈雄君登壇〕

○町長（遠藤釈雄君） ただいま質問いただきましたけれども、町の病院の資本金は赤字で、赤字資本下で現在も事業は営まれているが、一般企業でも短期間なら理解できるが、長期間の赤字資本経営は事例がなくということで、病院事業の経営対策について問われているところでございますが、病院事業につきましては、公営企業ということでございますので、基本的には病院事業管理者が当然執行者でございますが、その部分で借越ながら私なりの考えを述べさせていただきますが、資本金につきましては、これまでも説明がございましたとおり

マイナス計上ではございますが、現金として借金を抱えているものではございません。質問者が申されるのは、例えば損益計算書では当年度未処理欠損金、あるいは貸借対照表では利益剰余金のマイナスという部分が心配されるということでございますが、今はそのことに対しては直接的な借財の相手がいないものですから、質問者と同じような形の心配はしておりませんが、やはりそれは健全な姿でないということをはっきりしておりますので、何とか経営の立て直しをしたいと思っております。

あとは、病院経営対策につきましては、昨日涌澤議員さんの一般質問に対しまして病院管理者のほうから答弁がありましたので、その部分は管理者の言ったとおりということで私も受け止めておりますので、その部分については割愛させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 質問申し上げます。

今町長さんの答弁によりますと、公営企業なので一般の企業とは違うんだというようなご回答をいただきました。私はそのことをよく理解できないんですが、公営企業だというと、今抱えている資本金の赤字、15億、それから減価償却でも28億が流用されております。この2つを見るだけでも43億ばかり。これは私は一般的な企業というふうに見て申し上げていますが、公営企業だというと何がどう違うのか、この辺をひとつお話しになっていただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

公営企業であるというところは、公金のほうは繰出金であるとかそういったものが病院の会計のほうに繰出しされます。それで、今議員さんがおっしゃっている剰余金のほうのマイナス計上というのの対しましては、これまでの減価償却、そちらの分が現金としてのみ込めなかった分、現金を伴わないその減価償却が積み上がってきたものというふうになっておりますので、先ほど町長の答弁にありましたとおり、こちらは本当に借金、借財を抱えているものではないということをお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 私のお聞きしたいことがどうも答弁になっておらないんですが、病院の経営状態、ざーっと過去に遡りますと、今までほとんどの年度で赤字が続いてきておったようです。前にも申し上げたことがございますが、その赤字、普通の企業ですと、そのままですと赤字を重ねれば経営はよくなるわけがありません。ますます苦しくなります。現在もその延長です、その状態はね。お分かりでしょう。したがって、これは公営企業だからという答弁ですが、今後何がどう変わるのか、そこをひとつ。いつ頃に一体、誰がこれを整理してくれる人がおられるということですか。だから、もしあるのならばそのことを町民の皆様にもお伝えして、なぜこういうふうにならざるまで赤字も全然整理をしないでそのままに放置されてきて、経営状態がよくなるわけはないんです、これでは。先を考えているのではなくて、全くもうできるだけ早く処分をしてしまうという、そんなことでも頭に置いて私は経営しているのかなと思っている。それでは分からないと思うので、お聞きするんです。どうぞひとつお答えをお願いします。

○議長（後藤洋一君） 公営企業法について話してください。7番、聞いていてください。総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） 公営企業につきましては、漢字で示しましたとおり公の企業で

ございます。ですので、この病院事業につきましても町立病院であるということから、公営企業となります。民間企業でありますと、自分たちで稼いだ分、そしてかかった分は支払いをして、黒字を目指して頑張っていくところでございます。ただ、公営企業につきましては、例えば赤字になろうかというときには公金を投入して、現金で借財を抱えないように手当てをしていただいているところでございます。それで、去年とか、あと常任委員会でも議員さんにはお話しさせていただいてはおりますけれども、何度も繰り返しになりますけれども、こちらは現金で金融機関であるとか企業に対して借金を抱えているものではございません。毎年毎年、足りないときには財政当局と相談しながら公金を投入していただいて、プラスマイナスを調整してきたというのがこれまでの経緯でございます。以上のような答弁でよろしいでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 私の申し上げていること分からないかな。さっき申し上げたとおり、病院事業が始まってからの赤字が全く整理されないで、今資本金で15億円赤字になっているの。そのまま赤字が積み重なっているの。1円も整理されていないの。それから、そればかりでは足りなくて、固定資産の減価償却引当金、あれは何に使ってもいいという金ではない。お分かりになりますか。固定資産の減価償却資金というのは、こういうときに使うんだと、これは税法も認めてるんだから、減価償却引当金というのは。その金、合わせて43億ばかり、その2つを足しただけで。要するに、赤字がさっぱり整理されないで、ずっと来ている。公営企業、公営企業、そういう資金援助もあるんだと言っているんですが、肝心なのが埋まっていない。だから私質問するんですよ。経営状態が今後改善されるという見通しは、こういう財政状態からは考えられない。ちょっと経営が分かる人は誰でも分かると思いますが、見た瞬間に分かると思います。そここのところをちゃんと聞かせてください。赤字経営が公営企業というのかなという感じなんです。ちょっと聞かせてください。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） お答えします。

決して公営企業だから赤字でいいというわけではございません。こちら、議員さん見ていらっしゃると思いますが利益剰余金合計であったり、その三角の部分、その部分を減らすためには、減価償却後でもプラス計上にならないところは減っていかないところになっておりますので、病院といたしましても今後経営改善を図りながら、ここの数字を若干でも減らせるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） どうもありがとうございます。赤字をこのままにはしておれないという見方は持っているんですね。

そして、病院が事業を始めてから何年経過していると思います？その間、今まで1円もその赤字を整理してきていないんですよ。だから私言っているんだけど、今からというのが本当に、公営企業というのはそういうものなのか私はよく理解していませんが、ちょっと本当にこれ、周りで一々、ちゃんと経営管理している人が別におられるんならば、本当にその人にお話をお聞きしたいと思うんですが、これではますます経営環境が苦しくなるわけですから、どんどん増えているんですから、赤字が。分がりすべ。赤字が増えるということは借金も増えるということですから、結局償還義務が拡大しているということですから。そういったことから、経営のためにも何にもならない。そういうことをひとつ答弁をいただきたいと思いますが。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 本当に心配していただき、その気持ちは大変ありがたく思っております。

私としては、やはり町としても病院がどんどん赤字が膨らむというのは好ましくないし、むしろ困ることなんですけれども、そのためにまずは町が財政再建計画に基づいた繰出し、2億円以上がございまして、そういう中で医業収支の不足を補っていただくということで、取りあえずは計上収支をプラマイゼロ、経常収支比率を100%以上に持ってやっていただきたいと、そのように今管理者をお願いしているところでございます。その上で、町からの一時借入金、これを病院と町の双方の努力の中で解消していきたいと、そのように思っております。さらにその上で、先ほどおっしゃっております減価償却相当の部分の積み上げをして、内部留保資金としてその額を高めていただきたいと、そのように思っているところでございます。そういった中で、やがてはそういう意味で順調にやっていたら、いつかは帳簿上の赤字額というのも減っていくのかなと思っておりますが、当面はまずは経常収支比率を100以上に持っていき、そして町と病院が双方で一時借入金の部分を何とか解消していく、そして内部留保資金を高めて、そして資金といいますか現金残高を積み上げていただいて、様々な病院を取り巻く環境に対応する状況にしていきたいと、そのように願っているところでございますので、ただ経営が非常に好ましくないという状況になるのは質問者と同じ思いでございますので、これを私は管理者と改めて共有したところでございます。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） どうもまた繰り返しになってしまって、えらい申し訳ないんですが、ちょっと残念です。問題は、公営企業だと言っているんですが、町長さんも今年、資金繰りを病院から求められて、一時的か、ずっと長い目でか、資金援助もされてきているんじゃないかと思うんですが、公営企業と言うならばその辺あたりの、町が病院との貸し借りをした金、こういったものは返済は向こうから来るわけですか。貸倒れみたいな形の結果になってしまう、そういう心配はございませんか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 公営企業といいますのは、町としてこの病院事業をしっかりやっていただきたいと、そういう形でございまして、もしそういう形の中で資金ショートを起こせば、病院は営業ができなくなる、事業ができなくなってしまうということでございまして、そういった面では、いわゆる公営でありますから町として様々な工面をしながら、お金を何とか続けなければならないということでございまして、それがなかなか今涌谷全体の財政の中で困難になってきているということで、改めて病院の自助努力をお願いしているところでございます。

今年度に関しましては、特に基準内の、財政再建で決められた金額相当ではやっておりますけれども、その中でもなかなか難しいという、前々からのそれこそ現金としての積み重ねがございまして、町として今当面心配しているのは一時貸出しの部分の金でございまして、それがどうにもなくなると町が金を出さざるを得ないと、そういうものでございまして、長年公営企業としてそういったようなやりくりをしながらここまで来たのかなと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 7番伊藤雅一君。

○7番（伊藤雅一君） 今の町長さんの答弁をお聞きますと、公営企業といえども町はこれまで、これからまだ

と思いますが、生じてくる赤字、この責任は全くゼロではないと。もちろん事業経営には町が関わっているわけですから、全部国に負担を求めるというふうなものでもないというような答弁をお聞きしたんですが、そういうことでよろしいですか。そういう理解で。もしそうだとすれば、どれぐらいの割合が町の負担になるのか、こいつをちゃんと頭に入れておく必要があるし、やっぱりその辺あたりを少し国の考え方などもお聞きになっておく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

最後は、病院の今までの累積赤字15億円と固定資産の減価償却、これ最後ですよ、もしという話で申し訳ないんですが、病院を解散整理というふうにするんだという状態になったときだって、そのときの整理額、今申し上げた赤字額、これも今言われたように公営企業ということで処理されるんだと思いますが、相当の金額になりますよ。だから、そういったことも置いて、やっぱり国に強く迫る必要があるんじゃないかと。

ここから先はまずあまり長くなっても申し訳ないからもうやめますが、そういったことで、本当にこの病院、本当に申し訳ないが心配の種、金額が大きいから、なおさらです。そういったことで、本当に心配されますので、私なりのご意見を述べさせていただきましたが、今後も町長さんにひとつ一肌脱いでいただいて、頑張っていたきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 町の病院でありますから、国からももちろんそこに病院があるということで交付税で来ておりますけれども、それはルールに基づいたお金であって、責任は全部町にありますので、国と相談する何物もないので、やはり町としてどう立て直すかなということで今頑張っているところでございますので、なお、16億円の累積欠損金がありますけれども、それはどうか分けて、その16億円というのはどこかにとどめていただきまして、現実の収支というものを少し一緒に考えていただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（後藤洋一君） ご苦勞さまでした。

休憩します。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開いたします。

始める前に、発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 許可をいただきましたので、訂正させていただきます。

6番稲葉議員さんの一般質問の回答の際に、緊自債、「当初で計上している」を訂正して「6月で計上している」と、「これから補正で計上させていただきます」と回答しましたが、実際は当初で計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） それでは、1番黒澤 朗君、登壇願います。

〔1番 黒澤 朗君登壇〕

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

議長のお許しをいただき、さきに通告していた一般質問、幼児教育及び小中学校教育の環境整備と学力向上について、教育長に質問いたします。通告外ではありますが、町長に聞く場合もありますので、その辺は議長のお許しをいただいて、あれします。

まず、1つ目の幼児教育の拠点である幼稚園の統廃合についてでございます。

昨年の議会の一般質問において、幼児の減少に伴う幼稚園の在り方について質問いたしましたところ、教育長から「施設について町長部局と相談いたしまして、後期総合計画の中で検討する」との回答がありました。その後、どのような考えの下で、どのような計画になったのか、お聞きしたいと思います。

2つ目といたしまして、小学校の児童生徒数の減少対策についてでございます。

昨年誕生した子供の数は60名でありました。この傾向が続くとすれば、数年後には小学生が激減する。小学校教育では、集団生活の中での体験は極めて大切と考えられることから、現在の小学校数を削減し、できれば町内に1校に統合することを考える時期に来ているのではないのでしょうか。さらに、学力向上の観点から小中一貫校もしくは併設校の設置など、対策を考える時期に来ているのではないかと思います。所感をお聞きしたいと思います。

3つ目に、学力向上策についてでございます。

涌谷町の小中学生の学力が極めて低いレベルにあると言われてから何年もなりますが、現状は改善されたのかお聞きしたいと思います。また、学力向上のためどのような教育対策を取ってきているのか。また、教育長が考える学力レベルについての考え、所感をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

○教育長（柴 有司君） 1番黒澤明議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の「幼稚園の統廃合について、後期総合計画に盛り込んだのか」とのご質問ですが、令和4年度を初年度とする第五次涌谷町総合計画後期基本計画において、第3章「子どもの成長を支えるまちづくり」、「学校教育の充実」「幼児教育」の施策の中に、新たに「将来に向けた町内幼稚園施設の整備」を主な事業として加えたところでございます。

なお、幼稚園施設の整備検討につきましては、昨年10月に行われました令和3年度涌谷町教育総合会議において、幼稚園の適正規模・適正配置についてを議題といたしまして、町長と意見交換を行っております。

また、町の教育委員会におきましても、教育委員の皆様と幼稚園施設の現状や今後の園児数の推移などを踏まえて、民間保育所の動向も考慮しながら、既に検討を重ねているところでございます。

2点目の「今後の小学校児童数の減少に伴い、よりよい教育を維持するための施策について検討する時期が来ているのではないか」とのご質問でございますが、そのとおりでというふうに思います。昨年の6月議会において、黒澤議員から学校の統合及び小中一貫校とすべきではないかのご質問をいただき、「子供たちにとって最もよい教育環境というのはどのような形なのか、検討させていただきます」というふうにお答えしており

ます。考えは変わっておりません。

現在、施設の老朽化が著しい幼稚園施設の整備検討をまず先行して行っておりますが、小中学校につきましても統廃合を含めた施設整備の検討を並行して行ってまいりたいというふうに思います。

次に、3点目の「直近の学力評価はどのような結果になっているのか。また、学力向上の具体策はあるか」とのご質問でございます。

議員がおっしゃる学力の評価というのは、毎年行われております全国学力・学習状況調査のことと思われませんが、今年度行われました学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校、中学校ともに宮城県の平均を下回る結果となっております。

なお、学力・学習状況調査の結果につきましては、町教委はもちろんのこと、各学校ごとに分析を行っております。そして、学力向上に向けた授業改善をその資料を基に図っているというところでございます。

涌谷中学校におきましては、今年度が最終年度となる宮城県の指定を受けた学力向上研究指定校として、教員の指導力向上の実践研究に取り組んできた結果、数年前に比べて学力の向上が顕著に表れてきております。

令和4年度は、新たな学力向上の取組として、宮城県の総合教育センターが主催する市町村教育委員会との連携による学校サポート事業、俗に学サポと呼んでおりますが、その事業を実施する運びとなりました。この学サポは、児童生徒の実態に応じた学力向上に関する支援を受けながら、小中学校と教育委員会が連携して学力向上に取り組んでまいるというものでございます。

また、最後に黒澤議員から「教育長として学力についてどう考えるか」ということでございましたが、学力テストというのは昭和30年代に全国一斉学力調査というのを行いまして、当時、東京、大阪、大都市圏を含む、そういう都道府県が非常に結果が高い。一方、東北や北海道、九州の一部が非常に低いと。例を挙げますと、点数で言えば中2の国語で1位は東京、65点、最下位46位は岩手で45点、20点ほどの差があったと。これを分析した当時の資料では、県の経済水準と密接な関係が学力にあるという、そういう資料でございました。

では、令和3年の資料を見ますと、実は県ごとの差というのは小さくなっておりまして、県民所得との相関はほぼゼロだと考えていいだろうと。では、なぜ各県の差があるのかといいますと、要因の一つとして大きいのは各家庭の文化的環境や経済的豊かさによる学力格差が拡大しているという現状があると。まさに私もそのように考えますし、単純に学力テスト、学習状況調査の点数が低い、イコール勉強していない、勉強ができないということではないというふうに思っています。むしろ一人一人の資質・能力との相関の中で学びを支援していく、この子の得意分野、あるいは苦手分野、そういったものをきちっと学テの結果から見取り、レベルの高い子という言い方はちょっと語弊がありますが、より分かる子にはより質の高いもの、そして低い部分での、基礎・基本でのつまずきの子にはその部分の手当てをと、そういう資料として学テを用いていくと。まず学テの結果イコールというふうには考えていないところでございます。

以上でよろしいでしょうか。終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。質問前に、先ほど「通告外の質問は議長から許可を」と言いましたが、通告外ですので、許可は認めません。

○1番（黒澤 朗君） 拠点である幼稚園の統廃合ということですけれども、この点につきましては後期計画で、教育委員会のほうでいろいろな関連委員さんたちと様々な検討をさせていただいているということで、誠によろ

しいのではないかと考えた次第でございます。

施設の老朽化が進むなど、子供は町の将来を担っていく宝なので、教育に予算をつぎ込むべきではないかと思えます。例えば、笹岳地区に1か所とか、西、東に1か所で十分ではないでしょうか、今後の人口減少を考えた場合は、そういう考えも併せて検討していただきたいと思えます。また、新設か移転か、その辺も検討の材料にしていきたいと思えます。

2つ目の小学校の児童数の減少について、対策についてでございますけれども、小学校の教育環境はその後の中学校から上級教育に行くに当たって、基礎をつくる場として極めて大切な場であります。なので、現在の小学校施設においては、改修した笹岳白山小学校を除けば、第一小学校、月将館小学校、どちらも建設から長い年月がたっており、施設の老朽化もかなり進んでいる状態でございます。今後、令和2年3月に示された涌谷町学校施設長寿命化計画によれば、このままの学校を維持改修していくとして、2校に対して合わせて平均年1億4,000万円、総額で41億7,800万円の補修、改修費をかけていくわけですね。

ここで提案なんですけれども、未来への投資と試みて、学校を新設し、将来、町内企業様や新規で進出されるウェルファムフーズ株式会社様などの子育て世代の従業員の方々にも「こんな学校があるのなら涌谷に住みたい。子育てをしたい」と言わせるような学校を造る計画をつくっていくことも大切だと思います。先ほど6番議員から過疎債が様々な事業に使えるといったような話がありましたが、今後はもっと町としては未来に向けて投資していくべきだと思うところであります。かつてPTAに所属していた当時、父兄の方々たちからは「いつまでこんな中途半端な古い校舎で生徒たちを学ばせるのだろうか」といった会話はしょっちゅう聞かれました。人口減少対策にもなり得る可能性があることから、検討していただきたいと思えます。

町は福祉・医療などに重心を置いているようですが、移住・定住の際にやっぱりそういう施設がある、どこにも負けない誇れる教育環境があるというのは、移住・定住のいい提案にもなりますので、その辺の考えを教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 初めに幼稚園の件ですけれども、確かに老朽化も進んでおりますし、地区ごとに1か所という、その発想もなくはありませんけれども、あくまでもその地域で出生して、そこに住まれて、どこの保育所に入れるかという、それを選択するのは保護者の皆さんでございますので、こちら側でその動向を見極めて、適切な施設の検討を行っていくところを総合会議などでも検討しているところでございますので、現状、どこに1つ、どこに2つというようなところはまだ検討に至っておりません。

また、幼稚園、保育所のすみ分けといいますか、あれなんですけれども、既に涌谷町には幼保一元化施設としてさくらんぼこども園がございます。それと、今後民間との連携というところも、そちらを選ぶという方もいらっしゃるでしょうし、全体としては保育園ニーズのほうが全国的にも高いですし、涌谷町の場合でも幼稚園で預かりをお願いするという働く親にとっては、そちらのニーズが高くなっているという現状がありますので、その辺のところも併せて施設、ハードの部分も考えていかななくてはならないなというふうに思っております。

それから、小中一貫校に関わるお話だと思います。学校の施設設備というところなんですけれども、確かに小中9年間の連続した学びというのは、中1ギャップと言われるようなものだとかの解消につながるものだというふうに私も思いますし、一貫した学びの魅力というのはかなり大きいものがございます。ただ、本町が抱え

ている3つの小学校と1つの中学校、課題は様々ございますが、建物の老朽化ということだけではなくて、まず小中学校の課題や実態の共通理解を先生方も図る必要がございますし、保護者も含めてですけれども、当面の課題に応じた教職員交流だとか、児童間・生徒間交流、保護者の地域交流だとか、そういった小中一貫校を考えるにしても、土壌となる組織的なものだとか、そういうものを計画的に取り組んでいく必要があるだろうというふうに思います。その中でも、議員の先ほどの質問にあったように学力向上ということも小中一貫校のメリットの一つというふうには考えておりますが、一緒に暮らしたから急にというものでもないですし、どういうビジョンを持ってどういう学校づくりをしていくかということは、もう少し時間をかけて検討しながら進めてまいりたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） いろいろ最近テレビなんかでも見たんですけども、前段で町でも委員会で研修には行ったみたいですが、北海道の東川町ですか、芝生のグラウンドとか、「何でここに来たんですか」とか親御さんたちに聞くと、大阪から、こんな学校だったら子供をここで育ててみたいとか、この町に住みたいとか、いろんな住宅政策も含めて中長期で町が一丸となって計画してきたのだなど、そういうふうなことが感じられました。

また、面白いところでは、小学校、中学校を同じ場所に造って、併設校ですか、施設併設で、小中が交流しながらスポーツやいろんな文化的活動をするという、楽しそうな学校を見た記憶もございます。

また、そういう新設をすれば、このたび町に住みたいとかなんとかという親御さんたちも、結局働く場所とか、やっぱり教育がしっかりしたところには移住・定住を検討するという傾向にあることから、いろいろ老朽化している中で、いろいろ町を発信するといってもなかなか町の魅力が出せないのではないかなと思ひまして、そういう提案をしてみました。

また、学力向上に関しては、昔、ある教育レベルの高い県の出身者と話す機会がありました。その方が言うには、「ここには誇れるものがないので、せめて子供たちには教育を受けさせたい。そしてよい学校に進学して、安定した職に就いてもらいたい」と。子供が幸せになってほしいといったような、親が子を思う願いが込められているのだなと思ひました。決して高学歴だから幸せになるということではないですけども、そういう親の願いがあると。

あと、以前テレビの中で福井県が家庭を挙げて教育に力を入れていると。この県は祖父母同居の世帯が多く、祖父母の方たちが、じいちゃん、ばあちゃんが孫の教育に大変熱心だという、このようなことから、学力向上の前提として現状に対する住民の教育に関する意識の向上が大切だと思います。教育に町全体で関心を持ってもらうことによって、現状は父兄はもちろんですけど町民に正しく知ってもらい、については学力テストの結果を包み隠さず公表すべきだと思いますけれども、先ほど教育長のほうからもある程度皆さんに周知をするというお答えをいただきました。

また、全国様々な市町村においても、小中学校の学力を上げようと様々な教育施策を挑戦されているところもあります。町の宝の子供たちを、このまま下のほうのレベルで甘んじてはいられないので、教育長は先ほどの答弁の中で学サポによって学力の一助としたいということですけども、これは何年計画でやるのか、お聞き

したいと思います。

○議長（後藤洋一君） 教育長。

○教育長（柴 有司君） 小中の一貫型について前半の部分であったんですけども、併設型もというようなお話がありました。ちょっと言葉の整理をしておきたいんですが、併設型小中学校というのは小中学校が同じ場所に建っているという意味ではなくて、施設の一体型か隣接型か分離型かというのがあって、義務教育学校の場合は校長は1人、併設型は小学校にいて、中学校にもいてということなので、そのように理解して大丈夫です。確認でした。どうもありがとうございます。

それでは、学力向上の学サポ事業等についてのところだったんですが、まず学テの結果公表ということでお話があったんですが、包み隠さずというのは全部の素点を示すということかもしれませんけれども、それぞれ今までも、上回る、やや上回るというような表現の仕方で、曖昧ではあるんですけども、その範囲の中で保護者の方には学校を通じて全部周知しておりますし、それぞれの児童生徒には自分の受けた結果について設問1個1個について当たったか外れたかというのも全部示されています。むしろ結果の公表よりも、その学びの結果、自分が身につけていなかったのはどこなのか、それを学校で再度時間をかけて学び直しているという、そのプロセスのほうが私は大事だというふうに感じているので、現状の発表の仕方を素点到切り替えるということは現状考えておりません。

それから、学サポの中身についてなんですけれども、何年ほどというところだったんですが、これは1年やったからもう物すごいV字回復して、みんな分かるというような性質のものではなく、狙いの大きな一つのところは教職員の資質の向上です。授業の腕を上げるというところを狙っています、1つ目。先生の授業の腕が上がらないと、子供たちの学力は上がりません。これはもう真理です。

2つ目は、授業改善ということがあるわけなんですけれども、やみくもに一生懸命やるということではなくて、A小学校でやった授業を生かして、課題がここだとなったら、今まではその学校でやって終わりだったんですが、それをB小学校が引き継ぐ形で、その課題解決に向けた授業づくりをする。そして次に出てきた課題はというふうにつなげていって、最後中学校のほうにというような授業プランで、既に日程なども決まっております。私としては、最低でも3年、このプロジェクトを始めて、1年生が中3になったときにどのような力をつけて、学テでいえば学テの結果がどうなっているかというところが一つの検証、判断材料になるのかなと思っています。最低で3年、長ければ5年でも、効果があればさらに続けていきたいというふうには考えております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 次年度の子供たちの教育に向けて、教育長の力強い政策をお聞きしたところ、私も理解したところでございます。

最後に、涌谷町は産業構造から見ても他とあまり変わらない町ではありますが、我が町を教育面で県下でもトップクラスにするくらいの意識を持って教育問題に取り組むべきと思うが、次年度に向かうに当たって、教育立町のスローガンを掲げてはどうかと町長にお聞きしたいところでございます。その許可を議長にお許しいただきたいんですけども。

○議長（後藤洋一君） 通告外なので、それは許可いたしません。

○1番（黒澤 朗君） はい、分かりました。以上、終わります。

○議長（後藤洋一君） 答弁はいいですか、教育長から。（「ではお願いします」の声あり）

○教育長（柴 有司君） 今の件についてです。第五次総合計画というのが示されていますので、その中に項立てして取り組むべきことは挙げておりますので、特別キャッチコピーのようなスローガンをというところはまだ考えておりません。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

以上で一般質問は終わります。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第4号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第4号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報保護に関する法律」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第4号になります。涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては1ページ、新旧対照表につきましては同じく1ページをご覧ください。

今回につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止などに伴いまして、条文中の法律名について一部を改正するものでございます。

新旧対照表をもってご説明申し上げたいと思います。

下線の部分が今回改正される部分でございます。

第2条第1号中の下線、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を、今回「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改めるものでございます。

同じく同号アの下線部分、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項」につきまして、「個人情報の保護に関する法律第2条第2項に」改正するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則です。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第5号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） それでは、議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和3年6月9日に公布された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」の一部改正により、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第5号でございます。涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は2ページ、新旧対照表は3ページとなります。

今回の改正につきましては、先ほど町長の提案理由でございましたが、今回「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」の一部改正に伴いまして、妊娠、出産、育児等の仕事の両立の支援のための措置を講じるためとして、非常勤職員の育児休業、介護休業等の取得要件の緩和や、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認等について規定を新設するものでございます。

新旧対照表をもって説明申し上げます。

第2条第3号ア（ア）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、こちらにつきましては今回削除しまして、アとして繰上げを行うものでございます。

同号ア（イ）につきましては、引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という）として規定するものでございます。

（イ）といたしまして、勤務の日数を考慮して規則で定める非常勤職員として新たに定めております。

続いて次のページ、第17条第2号でございますが、「特定職に引き続き在職した期間が1年以上である」という文言につきまして、今回「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」と改正されるものでございます。これをもって、期間が1年という要件を、規則をもって調整することが可能になるということでございます。

続きまして、第21条、第22条を加える形となります。

第21条でございますが、「任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項をお知らせするとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない」と追加をされるものでございます。

2号といたしまして、「任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない」と加えられております。

続いて、第22条でございます。勤務環境の整備に関する措置といたしまして、「任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない」。（1）職員に対する育児休業に係る研修の実施、（2）育児休業に関する相談体制の整備、（3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置となっております。

議案にお戻りください。

附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第6号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員の報酬額の見直しを行い、令和4年度から増額するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第6号でございます。特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は3ページ、新旧対照表は6ページとなります。

新旧対照表をもってご説明申し上げたいと思います。

本案につきましては、非常勤特別職のうち、介護認定審査会委員並びに障害支援区分認定審査会委員について、報酬の金額につきまして「1万1,700円」を「1万3,700円」にいたそうとするものでございます。

今回、どちらの審査会におきましても、医師の委員の参加を求められておりまして、近隣市町村の支給状況を踏まえまして、その報酬額について見直しを行い、今回増額をするものでございます。介護認定審査会等につきましても、遠田郡医師会を通じて医師の推薦をお願いしている関係から、近隣の美里町等とのバランスを取って、検討させていただいたものでございます。

議案書にお戻りください。

附則となります。この条例は令和4年4月1日から施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第7号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、「全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国民健康保険税の改正部分について令和4年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、未就学児に係る均等割額を減額し、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、議案第7号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

内容といたしましては、国民健康保険税について未就学児に係る被保険者均等割額を軽減するもので、国の制度では公費負担により5割を軽減するものですが、当町では残る5割分を町単独で措置し、未就学児の均等割額の全部を減額しようとするものでございます。

議案書は4ページから6ページ、新旧対照表は7ページから20ページです。

資料により説明いたしますので、3月会議資料1ページをお開き願ひます。

改正する条と見出し、改正の内容をまとめております。

第3条から第6条及び第13条については、法律改正に合わせた規定文言の整理などがございます。

次の第23条について、「国民健康保険税の減額」の見出しで減額条項を新設いたします。

改正の内容欄、表をつけておりますのでご覧ください。

当町の医療分の均等割額1万7,000円でございますが、縦に見ていただいで、国の法律改正で5割分、8,500円、

町単独で8,500円、合わせて1万7,000円全部を減額といたします。

その下のほうには、後期高齢者支援分の均等割額7,000円について記載しております。

表の右側のほうは、7割、5割、2割軽減対象の場合を載せております。

いずれの場合も未就学児に係る均等割額の全部を減額する条項を定めるものでございます。

次の第23条の2、附則第2項から第4項及び第6項から第13項については、法律改正に合わせて条項規定の整備をするものでございます。

改正条例本文に戻ります。

議案書6ページをお開きください。

附則でございます。

第1項、施行期日ですが、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行すると定めるものです。

次の第2項は適用区分で、この条例改正後の規定は令和4年度以降の国保税に適用し、令和3年度分までの国保税については従前の例によると規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第8号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、近年の消防団員の減少や災害の多発化、激甚化を踏まえ、消防団員の負担が増加していることから、

消防団員の確保を目的として、処遇改善を図るため、令和3年4月13日付で消防庁長官通知として発出されたことに伴い、出動報酬の創設や非常勤消防団員の報酬額等の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第8号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては7ページ、新旧対照表については21ページとなります。

新旧対照表をもってご説明申し上げたいと思います。

本案につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、消防団員の減少については全国で2年続けて1万人以上減少しているという危機感をもって、消防庁からその処遇改善に向けた通知があり、今回新たに措置をするものでございます。

第10条第2項に新たに文言を変えさせていただいております。第2項中、「別表第2」につきましては「別表第3」に改めさせていただきまして、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加えております。「団員が水震火災等の災害の鎮圧、警戒、訓練、又は防火広報等の職務に従事した場合は、別表第2に定める出動報酬を支給する」と加えさせていただいております。

続いて、別表第2に新たに出動報酬を加えております。

また、これまでの第12条におきましては、費用弁償を削除することとなっております。

別表第2でございます。今回、これまでの費用弁償に代わりまして、出動報酬といたしまして各項目を加えております。

災害出動といたしまして、出動報酬日額8,000円、摘要といたしまして8時間未満の従事の場合については4,300円といたそうとするものでございます。

訓練・警戒出動におきまして、出動報酬日額につきましては4,000円、摘要といたしまして4時間未満の従事の場合については2,100円とするものでございます。

その他出動につきましては、出動報酬日額につきましては2,100円、摘要といたしましては同時に複数の異なる職務に従事したときは、これらを合わせて1回とすると改正しております。

先ほど申しました別表第2につきましては別表第3に変更するものでございます。

議案に戻ります。

附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 私がかつて消防団員に所属していた折、10年ぐらい前だったんでしょうか、美里で恐らく災害出動で5,000円程度の報酬、はっきりと覚えているわけじゃないんですけど、そういったことで涌谷町も一緒にしたほうがいいんじゃないかということで、そのときは議会じゃなくて消防の会合なんかで町の職員の方に言ったような記憶があるんですけども、今回この改定によって美里とか大崎近隣の、市はいいとしても、町

と比較して大体同じようにしたのかどうなのか、それを伺いたと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） まず、今回の改正については、国の通知をもって各市町村が判断しているという状況でございます。この際、近隣の町村とも情報交換をしながら進めてきた背景がございます。各所属あるいは階級によって比較をしてみたところ、やはり増減はございました。決して涌谷町が年額報酬については低いわけではなかったという状況でございました。今回、改めてどの段階についても出動報酬ということ新たに付け加えるという形で対応して、年額相当については調整の上、設定をさせていただいているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 美里はどうなの。他の町村。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま申し上げましたように、出動報酬については全国の消防団宛てに通知がされておりまして、この制定についてはほぼ同じような形での手当を今回創設させていただいているものでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ということは、いわゆる費用弁償とか出動報酬については拡充されたと理解していいと思うんですけども、もともと消防団の年報酬があったんですけども、そういったことをひっくるめて全部トータルで、同じ升の中というか、消防団員の報酬として金額が上がったということじゃなくて、その中で調整したという金額になるのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 年額報酬については、各階級も含めてまちまちでした。当町よりも高いところもございましたし、比較的当町は他の団体に比べて高いという状況もございました。私のほうで知り得るところでありますと、例えば私のほうでは団員につきましては現在4万3,100円かと思うんですが、ほかのところだと4万8,000円であったりという形で、それぞれ比較すると涌谷町が高い場合もありますし、逆に言うと決して低いほうではないという状況でもございましたので、年額報酬については今回触ることなく、これまでの費用弁償の部分について、出動報酬という形で組替えをして手当を創設させていただいているというところでございます。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 大体今の答弁からすると非常備消防団ですか、全体から見れば消防団員の団員数が減っているんで、非常備消防団の報酬部分の費用は下がるのかもしれないけど、1人当たりになれば今までどおりの水準なのかなと思っていいのかな。それをもう一回再度確認します。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほども言いました、階級ごとによって随分違うということもあって、比較がちよっと難しいところがあるところもございます。年額報酬については先ほど申しましたように基本的に変わりはございませんので、今回については出動する際の費用弁償を出動する際の出動報酬として組み替えたという形になりますので、1回当たり出たときに出動報酬が今度支払われるという考え方でございます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） この件につきましてですが、質問者と同じように、そういった中でほかから比べますと涌谷町は結構年額報酬が高いと。そして、出勤とか費用弁償ですか、日当というか、それは若干低めと。全体としてそういう調整でやっておりますけれども、今回は国の指導もありまして、報酬、費用弁償ですね、それをどう扱うかという問題がありまして、先ほど質問者のように年額報酬を下げることによって費用弁償を上げたらという、要するに枠の中でやったらという話もございました。しかし、実際仕事を投げて来るときに、それをしっかりと担保しなければならないだろうということで、分かりやすく言えば年額報酬は今までどおり、その代わり出ていただいたときには高くなりますよということで、結果としては消防団を手当てする部分は増額して手当てをするということでございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第8号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第9号 第五次涌谷町総合計画後期基本計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

総合計画につきましては、平成28年3月に第五次涌谷町総合計画を策定し、「黄金（こがね）花咲く交流の郷わくや」を将来像として、その実現に向けた諸施策を推進してまいりました。

第五次涌谷町総合計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画でございますが、前期基本計画が期間満了となることから、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする後期基本計画を策定いたしますのでございます。

人口減少や少子高齢化、また新型コロナウイルス感染症による様々な影響など、当町を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、町民の皆様が暮らしやすく、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを引き続き目指してまいります。

策定に当たりましては、町民アンケート調査の実施や、町内の関係団体代表者等からなります策定審議会の審議を経まして、策定いたしましたところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書8ページになります。

議案第9号 涌谷町総合計画後期計画を定めることについて。

第五次涌谷町総合計画基本計画を別紙のとおり定めたいので、涌谷町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求める。令和4年3月3日提出。涌谷町長。

計画書につきましては、議会資料4になっております。

第五次涌谷町総合計画基本構想は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画となっており、今回は見直しは行いません。

基本計画につきましては、前期と後期に分かれており、今回後期基本計画について策定しようとするものでございます。

本来であれば、後期5年間の計画でしたが、財政再建の見通しを立てるため、1年間策定を遅らせ、後期4年間の主な施策を体系的にまとめたもので、実施計画の方針を示すものとなっております。

計画の期間につきましては、令和4年度から令和7年度までの4年間の計画となっております。

計画の策定に当たり、昨年5月6日の庁議で総合計画策定のスケジュールを説明し、6月1日に本部長を町長とし、各課長等が本部員で構成する策定本部会議を設置しております。その後、班長を中心とした作業部会を設置し、前期計画の評価及び後期計画の素案策定を行っております。

あわせて、7月に町民の声を当計画に反映するため、18歳以上の町民300人を無作為で抽出し、アンケート調査を行っております。結果につきましては、回収数108通、回答率36%。アンケートの結果を見ますと、町民の皆様の要望が多い項目として、医療・救急体制や防災体制の整った安心して暮らせるまちづくり、高齢者、障害者が暮らしやすい健康と福祉が充実したまちづくり、また、子育てが充実し、子供が楽しく充実した子供時代を過ごせるまちづくりでした。そのほか、行政改革を積極的に進める自立したまちづくりについての要望が多い結果となっております。これにつきましては、財政非常事態宣言の影響があったものと考えております。

その後、11月25日に町内から教育、健康福祉、農業、商業などの各団体の代表者10名を策定審議会の委員に委嘱し、第1回涌谷町総合計画策定審議会を開催し、町から審議会に計画案について諮問を行ったところです。

11月30日に第2回涌谷町総合計画策定本部会議を開催し、計画案について審議、また同日に涌谷町議会議員全員協議会を開催し、素案について説明を行っているところです。

その後、パブリックコメントを実施し、説明会の開催についてということで意見が1件寄せられております。

その後、令和4年2月1日に第3回涌谷町総合計画策定本部会議を開催、2月8日に第2回涌谷町総合計画策定審議会を開催し、計画案について了承する旨の答申がなされたところです。

これらを経て、11月の議会議員全員協議会で説明を行った後に、文言の一部修正でございます。追加しております。

計画書の77ページとなります。

現況と課題の財政の部分で、上から8行目の部分です。これにつきましては、過疎地域の指定、追加公示ということで、その点について追加したものでございます。読み上げます。「また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年4月1日から過疎地域に指定される予定です。今後は、過疎地域持続的発展計画を策定し、様々な財政上の優遇措置を活用しながら地域の持続的発展を目指します」。この点と、計画の内容中、一番下の段になります。「4、過疎地域の持続的な発展を目指します」、この文言について追加しております。これらにつきましては、今年に入り過疎地域に追加されたことにより、様々な財政的な優遇措置が受けられることから、優先的に活用していきたいという点から文言を追加しました。

以上により、後期計画として主な事業642件を記載しております。

なお、関連資料といたしましては、議会資料1、令和4年度から令和6年度までの第五次涌谷町総合計画実施計画を併せて配付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 一般質問でも尋ねたんですけど、その後これを精査しまして、ちょっと確認なんですけど、後期基本計画2ページに政策の大綱として1から5まであって、それぞれ1-1から、そこでは7項目、それから5-4まで入れると全部で31項目あります。これを、資料1の65ページから、非常に見にくいこの実施計画、虫眼鏡で見てもなかなか見れないような、これを一つ一つ見ました。不思議なことが、一般質問でも言ったんですけどね、31項目あって、例えば1-1から1-7まであるんですけど、1-6で主な事業が13項目あるんですけど、これが実施計画の中ではゼロ。それから、3の「子どもの成長を支えるまちづくり」の中の3-1「若者の自立支援」とあって、8事業挙げてるんですけど、これも実施計画ゼロ。それから4の「安全で快適な環境のまちづくり」、4-1から4-9まであって、その中の4-2の主な事業が16項目、4-3は24項目、いずれもゼロ。最後は5-1から5-4まであって、5-4が4項目を事業として挙げていて、これもゼロという、ざっと数えて642と言われましたよね。ただ、112項目がゼロなんですよ。結局ハード面、昨日も一般質問でも言ったんですけど、結局お金がかかるのはこの中に入ってるけど、お金のかからないものは載せていないということは、文言として推進であるとか検討であるとか更新であるとか向上、促進、確保、対策というのは、これはもしかすると金をかけなくてもできることなのかなと思うんですが、じゃあ実施計画って何なのとなると、それぞれの項目について、昨日も言った、同じようなことになりますけど、やはり各課でそれらを検討して、7年度まで4年間でどこまでやるんだというのがないと、やっぱり評価のとき、昨日言った未着手ですか、120項目ということになっちゃったんでないのかなと。だから、例えば推進とか促進とかあって、検討とかって何をするのかというのを、どこまで推進するのかという物差しみたいなのをつくってないと、またぞろこれ同じことの繰り返しになるんじゃないかと思いますが、いかがですか。その112項目を載せなかったらのは何でかなと。どうして。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、予算の計上がない部分につきましては実施計画に載っていないということになっ

ております。これについては、ちょっと掲載の仕方を今後考えていかなければならないと改めて思ったところでございます。

あと、検討とか、考えるというところの物差しなんですけれども、項目ごとにやはりその物差しは変わってきますので、それはやっぱり各課、各担当のほうで精査しながらということになると思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 業務の中で、例えば保健とか福祉の業務の中で行われているのは「ああ、やっているな」というのは分かりやすくしているところもありますね。例えばがん検診で受診率何十%を目指すとかですね。だから、そういう努力目標でもいいですから、やはり推進するなり更新する、向上、促進するというのに対しては、どこまでかというのはやはりきちんとつくっておかないと分からないんじゃないですか。やったかやらなかったかというのはね。だから未着手なんていうのが出てくるんであって、ルーチンでやっているやつは多分「ああ、やっていますよ」で、それが促進になるのかなといえかなるのかなという気がしますけど、そうでないものについてはやはり今以上のものを、町民の生活がもっと豊かになるような事業としてこう上げているんでしょうから、それはやっぱり分かりやすく、ここまでやるんだというのをきちんとつくっていただいて、お示ししていただきたいと。提案、昨日も提案と言ったんですけどね、ぜひそのようにやるべきだと思いますけど、いかがでしょうか、町長。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 私もはっきり言ってこういう総合計画といったようなものと自分のやるべきことの整合性をいうのを常に考えながら、ちょっと矛盾したり、分からなくなったりするところがあるんですけども、どのような表現で、審査会の人たちも言われたんですが、やはり分かりやすく、誰かが「絵に描いた餅にならないように」と言いましたけれども、それは絵に描いた餅でなくて、おいしい、おいしくないは別として、しっかりと食べられるような形に示すべきではないのかなと思っておりますので、もう少し私みたいな者にも分かるように、しっかりと具体的の部分を取り入れるなら取り入れてこういう総合計画というものが示されれば、町全体としての共有感が高まるのではないのかなと思いますので、そういった面ではご提言をお受けしたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） ほかに。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） パブリックコメントとか町民アンケートとかを取っていて、これはいつどのようにして周知の方法をするのか教えていただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、町民アンケートにつきましては、うちの事務局のほうで無作為に300名を抽出して、郵送で送っております。

あと、パブリックコメントにつきましては、ホームページで周知し、実施させていただいております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） この五次涌谷町総合計画後期基本計画というのは、町民に対しての周知というのはな

されるのかどうか。10年間のうちの後期、4年から7年までで、すごく大事なものだと思うんですけども、それは公表するのかどうかというか、周知するのかどうか、その辺というのをお聞かせください。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 議会のほうが終わりましたら、すぐにでもホームページのほうには掲載して、周知させていただきます。そのほか、町民の方々への周知方法については、広報等、考えて載せていきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 77ページの財政のところちょっとお伺いします。経常経費の節減、合理化を徹底することや、既存事業の思い切った見直しとか、その辺というのはどういうところを具体的に、この計画に落とす上において、既存事業の思い切った見直しとはどういうことなのか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 既存事業につきましては、長年続けてきた事業もございます。そういった面で、スクラップ・アンド・ビルド、スクラップして新しいのをつくっていくとか、思い切ってなくしてしまうとか、そういった文言となっております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 今回新しく入れた文言のところでは、4月1日から過疎地域に指定される。先ほど来から一般質問でも質問等々がございました。私はこのことについて説明を受けたときに、これはチャンスだというふうに捉えさせていただきました。といいますのも、一般質問で東川町が取り沙汰されて、質問が行われました。私どもも視察に行っていました。確かに学校等の中に農地があったり、それから小学校と中学校が広大な農地と公園の中に建っていて、もちろん地下水が豊富で、水道代はただと。それで図書館が新しくできておって、人口がどんどん増えて、そして外国人の職業人を育成する学校と同時に、外国との交流も深めていく。しかし、その中の底辺には何があるのかと言いましたところ、過疎地域指定での事業が非常にやりやすいんだということを受けてまいりました。先ほど来申し上げてきましたそういった事業がなされてきたのは、職員の質の向上、いわゆるソフト面での過疎地域指定がされたことによる綿密な職員のスキルアップと同時に、考え方の柔軟さを大切にされた結果だというふうに思います。先ほど説明があった3,500万円ほどソフト事業に使えるという部分、非常に大切なこれからの後期に関して、発展計画ですね、そういったものをつくらなければならないので、ぜひその部分に重点を置きながら計画をつくっていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてのお考えをご質問いたしたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ありがとうございます。

一般質問で6番稲葉議員さんのほうにもお答えしたとおり、計画についてはこれから策定し、12月議会で上程させていただく予定となっております。それまで十分に計画のほうを練っていききたいと思います。

また、ソフト事業ということで実質3,500万円の事業が1,000万円ぐらいできて、2,500万円をほかに使えるんじゃないかという議論になるかと思っております。これについて、新しい事業をやっていくのか、それとも既存の事業に充てて基金を増やしていくのか、そういった点も含めながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 当然ハード面については、計画を立てながら、返済のめどなども財政的なことを考えながら計画をつくるべきだというふうに思いますが、数年前には、私どもが視察に行った際には、そういうふうに北海道の東川町は既に人口が増えて、子供たちと、それから若い世代が定住するようになって、疎地域から外れて困っておると。逆にですね。そういうことも言われました。非常に喜ばしいことだと思いますが、その当時の職員、育てた財産がいまだに生きて、さらに今も全国の中でもそういった過疎を克服して発展している町だというふうに評価されております。そういった際に、職員の方々もしくは住民の方々への、町を自慢できるような職員であってほしいと同時に町民であってほしい、そういった教育の仕方に、非常に財産になるものですから、過疎地域指定を受けている間にしっかりとそういった研修をしていただければというふうに思うんですが、そういったことについては考えていないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご提言ありがとうございます。

これから立てる市町村計画につきましても、要は過疎から脱却することを目的とする計画となります。そのためにもいろいろな事業を計画していかなければならないということがうたわれておりますので、今ご提言ありましたことを踏まえながら、いろいろ策定に当たっていききたいと思います。

あと、当町も過去には過疎に指定されていたこともあり、そこから脱却したということもありますので、その辺も踏まえながら計画を策定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 11番大泉 治君。

○11番（大泉 治君） 例を挙げさせていただければ、例えばでございますが課長さん方、班長さん方には期間を区切りながらですけれども一定の海外の視察だったり、それから全国の自治体への短期間の派遣だったり、そういった形を職員人件費をソフト事業を使って行っていたというふうにも聞いておりますので、そういった本場に視野を広めるようなものというのは非常に大切なことだろうというふうに思いますので、あくまでも戦略的にしっかりと組んでいただける、ここに文言を上げておだけじゃなくて、しっかりと組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご意見ありがとうございます。

当町としましては、まず財政の非常事態宣言を解除することが第一の目標だと思っております。それを踏まえながら、いろいろな事業を計画させていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。8番久 勉君。賛成ですか、反対ですか。（「反対」の声あり）はい、反対討論。

○8番（久 勉君） 計画そのものを、これを否定するものではなくて、せっかく皆さんで協議なさってつくられたんですから、それはそれとして、ただ、やっぱり疑問をどうしても拭えないのは、前回の694項目の中で未着手が120項目あったと。今回それらを踏まえて新しいのをつくって、資料1の実施計画をつくられて、その実施計画の中で112項目は入っていないということが、お金のかからないやつは載せなかったということですけど、ただどこまで何をやったかという、推進、検討、更新、向上、促進、確保、対策という、こういうことを推進しますよとか、これを検討しますとか、更新とかと言ってますけどね、これのやっぱり具体的な実施計画がないと、自分たちが振り返ったときに、ここまでできたねとか、町民の方にこの辺はやっぱりよいと言われたとか、そういった物差しになるもの、指標がないというのは、やっぱり前回と同じ轍を踏むんじゃないかと。未着手120になっちゃうんじゃないのかなと思いますので、ぜひそれらを手をつけることを提言いたしまして、反対いたします。以上です。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 第五次涌谷町総合計画後期基本計画を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第9号 第五次涌谷町総合計画後期基本計画を定めることについては原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第10号 涌谷町と宮城県との災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を令和4年7月31日で廃止することについて宮城県と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案第10号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止につきましてご説明いたします。

議案書は9ページをお開きください。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会につきまして、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、東日本大震災に係る災害関連死等の審査を事務委託しておりましたが、平成25年度以降は審査会へ委託する案件がなく、今後も見込まれない状況でございます。そのため、同条第2項の規定に基づき、令和4年7月31日をもって事務委託を廃止することを宮城県と

協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今後の手続でございますが、この議案が議決されました後、宮城県へ委託廃止の協議を行い、6月の県議会において議決を得た後、協議成立となり、委託廃止となります。

なお、県内では12市町が県に委託をしており、近隣では大崎市、美里町、登米市、栗原市が委託しております。また、これまでの審査会への委託件数につきましては、平成23年度に2件、24年度に2件の合計4件となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 涌谷町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止については原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第11号 町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在実施されている鹿飼沼地区県営圃場整備事業の区域内に位置する町道について、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、6路線を廃止し、3路線を認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） それでは、議案第11号 町道の路線の廃止及び認定についてご説明いたします。

議案書は10ページ、会議資料は2ページになります。

ただいま町長より提案理由のご説明を申し上げましたが、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものです。

それでは、会議資料2ページをご覧くださいと思います。

廃止及び認定する箇所は、小里地内で現在鹿飼沼地区県営圃場整備事業が行われている区域内にある町道になります。

廃止する路線は、図面の左側になります。路線番号366番、小里5号線、368番、松崎泥目木線、369番、松崎1号線、377番、小里2号線、379番、一の坪線、383番、小里1号線の6路線でございます。

また、認定する路線につきましては右側になります。廃止路線のうちで、圃場整備区域から外れる道路部分になります。366番、小里5号線、368番、松崎泥目木線、369番、松崎1号線の3路線となります。

なお、事業完了後には関係機関と協議し、路線認定等を行う予定でございます。

認定・廃止路線の起点、終点、延長、幅員は議案書のとおりでございますので、ご確認をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 町道の路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎散会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

----- ◇ -----

◎散会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分